

社会福祉法人 文珠福祉会 行動計画

◆女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日
2. 目標と取組内容

目標： 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を30%以上にする

《取組内容》

令和6年4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う

令和6年4月～ ワークライフバランスの促進

(女性が家庭と仕事を両立させるための柔軟な労働条件や制度を導入し、働きやすい環境を整える)

◆次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日
2. 目標と取組内容

目標：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性社員・・・取得率を7%以上にする

《取組内容》

令和6年 4月～ 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

令和6年 4月～ 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知、育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

令和6年 4月～ 管理職を含む全職員を対象とした育児休業に関する研修の実施